

専門業務型裁量労働制に関する協定書

京都府公立大学法人（以下「法人」という。）と京都府公立大学法人京都府立大学下鴨事業場過半数代表者は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 38 条の 3 の規定に基づき、専門業務型裁量労働制に関し、次のとおり協定する。

（適用対象者）

第 1 条 本協定は、京都府立大学下鴨事業場（以下「大学」という。）に勤務する教授研究の業務に従事し、主として研究に従事する教員で、教授、准教授、講師、助教、助手の職にある者（以下「教員」という。）に適用する。

（専門業務型裁量労働制の原則）

第 2 条 法人は、教員に対しては、業務遂行の手段及び時間配分の決定等につき裁量に委ねるものとし、また、具体的な指示を行わないものとする。ただし、職場秩序及び大学の管理運営上必要な指示等についてはこの限りでない。

（勤務時間の取扱い）

第 3 条 教員が、所定勤務日に勤務した場合は、1 日 7 時間 45 分勤務したものとみなす。

2 教員が、出張等業務の都合により事業場外で従事する場合には、事前に所属長の下承を得てこれを行わなければならない。所属長の下承を得た場合には、前項に定める時間労働したものとみなす。

（休憩、休日）

第 4 条 教員の休憩、休日は京都府公立大学法人教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程の定めるところによる。

（週休日、深夜勤務）

第 5 条 教員の週休日勤務、午後 10 時から翌朝午前 5 時までの勤務（以下「深夜勤務」という。）については、本協定は適用されない。ただし、週休日の振替を取得する場合、出勤をした週休日については、第 3 条第 1 項に規定する時間の勤務をしたものとみなす。

2 週休日勤務、深夜勤務については、法人の命令または事前に所属長の許可を受けるものとする。

3 週休日勤務又は深夜勤務をした場合は、京都府公立大学法人教職員給与規程の定めるところにより、割増賃金を支給する。

(健康及び福祉を確保するための措置)

第6条 法人は、教員の健康及び福祉を確保するために、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 法人は、教員の自己申告に基づき勤務状況及び健康状態を把握する。
- (2) 教員は、毎月、自己の健康状態を把握し、必要がある場合は健康状態に関する報告書に記載の上、大学に提出する。
- (3) 法人は、前号の健康状態に関する報告書に基づき、必要に応じて産業医の保健指導を受けさせるものとする。

(裁量労働適用の見直し)

第7条 第6条の措置の結果、教員に裁量労働を適用することがふさわしくないと認められた場合または教員が裁量労働の適用の中止を申し出た場合は、法人は、当該教員に専門業務型裁量労働制を適用しないものとする。

(苦情に関する措置)

第8条 法人は、対象となる教員からの苦情を適切に処理するため、事務局総務課において、相談を受け付けるとともに解決策を検討するものとする。

(記録の保存)

第9条 法人は、対象となる教員の勤務時間の状況並びに第6条及び前条により講じた措置があるときは当該措置について、本協定の期間及び期間満了後3年間保存するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和3年12月1日から令和4年11月30日までとする。

令和3年11月30日

京都府公立大学法人

理事長

京都府公立大学法人京都府立大学下鴨事業場

過半数代表者